

桶川駅東口周辺地区の 整備に向けて



お知らせ

★駅前広場の事業認可の申請をしました

市施行となる駅前広場の事業認可（※）について、埼玉県と協議を重ねてきましたが、平成26年3月10日、正式に申請しました。3月末までには埼玉県知事により認可される予定です。

今後、駅前広場の整備事業の対象となる関係権利者の皆様には、別途、説明等を実施していきます。

なお、県施行となる駅東口通り線の事業認可についても、現在、埼玉県が申請に向けて作業を進めています。

※事業認可については、裏面を参照ください。

- 配布しているお知らせや駅東口周辺地区の整備に関する事など、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【桶川市役所駅東口整備推進課】

所在地 桶川市寿一丁目6番17号

電話番号 048-783-2526

E-Mail ekitouseibi@city.okegawa.lg.jp

業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日・祝祭日及び年末年始を除く)



桶川市マスコットキャラクター オケちゃん

(駅東口かわら版 第一号より再掲)

【事業認可とは・・・】

都市計画の事業を実施するためには、法令の規定に基づき、あらかじめ許認可権者（国土交通省または埼玉県知事）から、事業計画にかかる認可を得ることとされています。そのため、平成25年3月の都市計画決定手続きだけでは、都市計画事業は実施できません。

事業が認可されると、税金の優遇措置や国の交付金充当が可能になるほか、以下のような制限や効果などが発生します。

○建築等の制限（都市計画法65条）

事業地内で建築行為等を行う場合は、桶川市長の許可が必要です。

○土地建物等の先買い（都市計画法67条）

事業地内の土地建物は、施行者が優先的に買い取ることができます。

○土地の買取り請求（都市計画法68条）

事業地内の土地所有者は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るよう請求できます。